

令和2年（2020年）6月25日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育等の御協力の依頼終了等のお知らせについて

日頃より教育・保育行政の推進につきまして、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、保護者の皆様におかれましては、家庭保育等の御協力や「北海道における緊急事態措置」に伴う登園自粛に御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

現在、札幌市では家庭保育等の御協力をお願いしておりますが、今後は経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指していくこととなることから、この依頼を令和2年6月30日（火）で終了することといたします。

今後の保育所等利用につきましては、改めて下記の点について御協力等いただきたくお願いいたします。

なお、今後、状況に応じて変更する場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 お子様の体調管理等について

引き続き、お子様の体調管理に御協力をお願いいたします。なお、お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等の利用はできません。なお、利用ができない期間は、発熱等が認められた場合は解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

2 園における新型コロナウイルス感染症感染予防への御協力について

既に保育所等における感染予防のため御協力をいただいているところと思いますが、特に下記の点について御協力いただきたくお願いいたします。

(1) お子様が感染した場合

万が一、お子様が感染した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただき、治癒までの間はお休みください。

(2) お子様または同居の御家族が PCR 検査を受ける場合

万が一、お子様または御家族に PCR 検査を受ける方がいる場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただき、検査結果が判明するまでは保育所等をお休みください。

(3) 同居の御家族等が感染した場合

万が一、御家族が感染した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただき、お子様につきましては感染された方と最後に接触された日から起算して 2 週間は保育所等をお休みください。

(4) 同居の御家族が濃厚接触者となった場合

万が一、御家族に濃厚接触者が発生した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただき、お子様につきましては濃厚接触者の方に対する保健所での健康観察期間等の間は保育所等をお休みください。

3 保育料について

新型コロナウイルス感染症により家庭保育や登園自粛に御協力いただいた場合等における利用者負担額の日割り計算の対象期間は、令和 2 年 3 月 1 日（日）から令和 2 年 6 月 30 日（火）までとなります。

ただし、上記の「2 園における新型コロナウイルス感染症感染予防への御協力について」に該当したためにお休みした期間や利用児童の感染等により札幌市から施設に臨時休園を要請した期間については、今後も日割り計算を行うこととなります。

なお、本理由によりお休みした場合は、各施設より欠席日数を報告していただきますので、保護者様からの申請は不要です。

4 その他

- (1) 各施設においては感染予防に努めているところではありますが、利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況により施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなりますので、御承知おきいただくとともに、休園に伴う家庭保育等について御協力をお願いいたします。
- (2) 感染状況等は常に変化している中、今後も新たな感染予防対策が行われる場合にも御協力ください。

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 (電話：011 (211) 2986)

(保育料) 子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料係 (電話：011 (211) 2987)